

## 第 57 回水道週間スローガン 「じゃ口から 安心とどけ 未来まで」



6月1日～7日は水道週間です

東日本大震災による断水などの水道被害を教訓に、安全でおいしい水道水を供給することに加え、災害に強い水道づくりが求められています。

市では安全・安心な水道水の安定供給・水質確保のため、定期的に水質の検査を行い、老朽化しつつある施設や管路の整備を計画的に進めています。このような事業の費用は主に皆さまからの水道料金で賄われています。

- ・市のホームページにも水質検査結果、水道Q&Aなどを掲載していますのでご覧ください。
- ・転入や転出のときには電話のほかに、インターネットでの電子申請もできます。

★水道課 ☎ 2151

■水道料金は納期限内に！  
便利な口座振替をご利用ください

申込みは、金融機関窓口、水道課、水道窓口（アスピアこだま内）で。申込みの際は、通帳・届印・検針票又は領収書をご持参ください。申込みはがきを郵送することもできますので、水道課までご連絡ください。

8月請求分より「みずほ銀行」でも口座振替ができます。  
【口座振替取扱金融機関】  
埼玉りそな銀行、りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東和銀行、しのかの信用金庫、埼玉信用金庫、埼玉信用組合、中央労働金庫、埼玉ひびきの農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）、アイオー信用金庫、佐波伊勢崎農業協同組合、みずほ銀行（8月から）

※市指定給水装置工事事業者については市ホームページ又は水道課へ

### 水道水の水質検査の結果をお知らせします（平成27年度）

検査項目	水質の基準	検査結果	
		本庄地域	児玉地域
大腸菌	検出されないこと	検出されず	検出されず
ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	18mg/ℓ程度	12mg/ℓ程度
カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ以下	165mg/ℓ程度	66mg/ℓ程度
pH値	5.8～8.6	7.5程度	7.2程度
残留塩素	0.1mg/ℓ以上	0.3mg/ℓ程度	0.3mg/ℓ程度
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	7.0mg/ℓ程度	2.6mg/ℓ程度

※検査結果の値は、特定の給水栓（本庄地域4か所、児玉地域2か所）で年4回行った検査の平均値です。

### 徴収・収納事務委託先のお知らせ

★会計課 ☎ 1117

平成28年度の市税等の徴収・収納事務を下記のとおり委託しました。

委託期間 4月1日～平成29年3月31日

受託者氏名 (受託者名及び代表者名)	受託者住所 (受託者所在地)	委託事務内容
(有)関東興業 取締役 新井和夫	本庄市小島2-6-14	一般廃棄物（粗大ごみ）処理手数料収納事務
(株)第一総業 代表取締役 三浦信一	本庄市今井1130-2	本庄市市民活動交流センター使用料徴収事務 本庄市勤労青少年ホーム使用料収納事務 本庄駅自転車駐車場使用料収納事務 児玉中央公民館・児玉文化会館使用料収納事務 文化財有償刊行物販売収納事務 市民体育館使用料収納事務
公益社団法人 本庄市シルバー人材センター副理事長 荒井一夫	本庄市小島南1-8-4	小中学校体育施設使用料収納事務
清香園・東京ドームスポーツ共同体(株)清香園 代表取締役 阪上清之介	本庄市朝日町3-22-4	水道料金・下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料収納事務
(株)日本ウォーターテックス 代表取締役 増田眞理	埼玉県幸手市緑台1-19-11	水道料金・下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料をコンビニエンスストアの店舗を通じて収納する事務
(株)電算システム 常務取締役執行役員事業本部長 松浦陽司	岐阜県岐阜市日置江1-58	市税をコンビニエンスストアの店舗を通じて収納する事務 保育料・利用者負担額をコンビニエンスストアの店舗を通じて収納する事務 後期高齢者医療保険料をコンビニエンスストアの店舗を通じて収納する事務 介護保険料をコンビニエンスストアの店舗を通じて収納する事務
りそな決済サービス(株) 代表取締役 阿部光男	東京都中央区日本橋茅場町1-10-5	ふるさと本庄応援寄附金をポータルサイト内でクレジットカード決済により代理収納する事務
ヤフー(株) 代表取締役 宮坂学	東京都港区赤坂9-7-1	

■水道Q&A「こんなことありませんか？」

Q 心当たりがないのに水道使用量が多い。

A 漏水している疑いがあります。水道を使用していない状態で、水道メーターのパイロット（メーターの左側にある銀色のコマ。写真参照）が回転しているときは、漏水していることを表しています。すぐに市指定給水装置工事業者（※）に修理を依頼してください。修理費は、お客様負担となります。地下での漏水などは、修理完了後、水道料金を一部減免する制度があります。

また、漏水の疑いがある場合は、検針票（水道使用量等のお知らせ）でもお知らせしますので、必ず検針票の内容をご確認ください。



Q 給水装置の新設、改造、撤去工事を行うときは？

A 工事は市指定給水装置工事業者以外には行えません。工事を依頼し、市への申込みをしてください。給水装置の所有者変更が必要

な場合には、所有権移転を証明できる書類等を提出していただきます。

Q 水道水が赤い水に？

A 古くなった水道管の内部に付着しているサビによって赤い水が出てくる場合があります。しばらく水道水を流してください。続く場合は水道課までご連絡ください。

■悪質な訪問販売にご注意を！

水道課では要請のない水道水の検査や浄水器の販売などは一切行っていません。

また、水道課が業者に水道管の点検・清掃を委託することはありません。

不審に思われた場合は水道課までお問い合わせください。

■メーターの検針・交換にご協力を

検針・交換がスムーズに行えるようご協力をお願いします。

○メーターボックスの中はきれいにしておき、上に駐車をしたり、物を置いたりしないでください。

○愛犬はメーターボックスから離れたところにつないでください。

水道メーターは、計量法により8年以内に取り換えることになっています。交換は、本庄市管工業協同組合が実施し、事前に通知をします。